

議員定数を削減します

令和4年12月21日の12月定例議会本会議において、委員会発議案第5号「鈴鹿市議会議員定数条例の一部改正について」を賛成多数（賛成25・反対3）で可決したことにより、**本市議会の議員定数を現行の32人から4人減員し、28人とすることが決定しました。**議員定数の改正は、平成11年4月の改選時に、34人から32人に2人減員して以来、24年ぶりとなります。

なお、本条例は、公布の日（令和4年12月21日）から施行し、同日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用するため、**令和5年4月23日に予定されている市議会議員選挙からの適用**となります。

議員定数及び報酬検証特別委員会 調査報告

議員定数及び報酬検証特別委員会では、令和4年6月29日の設置以降、約5か月間で6回の委員会を開催し、本市議会における適正な議員定数および議員報酬について、調査研究を進めてきました。

委員会では、本市の現状把握および他市議会との比較などを踏まえ、各会派などの意見を集約しながら委員間討議を進め、11月の委員会で調査報告書を取りまとめた上で、12月定例議会本会議初日の11月24日に、池上茂樹委員長から議長に対して調査研究の報告を行いました。



委員長報告
11月24日

調査報告書総括（抜粋）

本市議会における適正な議員定数及び議員報酬を調査研究するに当たり、6回にわたる会議の中で、活発な委員間討議を行うとともに、議員研修会の開催、議会報告会における市民からの意見広聴を実施した。

二元代表制の一翼を担う市議会は、執行機関に対する監視機能を効果的に発揮していくことは当然のことながら、多様な民意を反映させ、政策立案や議会改革に積極的に取り組むことが求められている。今回、本委員会においては、本市における人口減少・少子高齢化の現状、他市議会との比較、常任委員会における適正な委員定数、市民からの様々な意見等を総合的に勘案し、本市議会における適正な議員定数を、採決の

結果、現行の32人から4人減員し、28人とすべきであるという最終的な結論を導き出した。

しかしながら、議員定数を削減することにより、議会の役割を低下させることがないように、今後も議員一人ひとりの不断の努力により、自身はもとより本市議会全体の資質向上に努めるとともに、引き続き議会改革、議会の活性化を図り、市民から信頼される開かれた議会を目指すことを申し上げ、議員定数及び報酬検証特別委員会の報告とする。

調査報告書は、市議会ホームページに全文を掲載しています。ぜひご覧ください。



議員定数及び報酬検証
特別委員会
YouTubeページ



（注）スマートフォンなどによる視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合、通信業者から高額な料金を請求される場合がありますので特にご注意ください。